

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月30日

【計算期間】 第6期中（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

【ファンド名】 ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト -
GSエマージング社債ファンド
円投資型1309 / 米ドル投資型1309 / 豪ドル投資型1309
（Nomura Offshore Series Trust -
GS Emerging Markets Corporate Bond Fund (Class Yen Hedged Units
1309 / Class US Dollar Units 1309 / Class Australian Dollar
Hedged Units 1309)）

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
（Global Funds Trust Company）

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
（Jean-François Caprasse, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - GSエマージング社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。ファンドは複数のクラスで構成されます。

ファンドの投資状況および円投資型1309 / 米ドル投資型1309 / 豪ドル投資型1309の運用実績は次のとおりです。

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

本表は、2018年9月末日時点で運用している全クラスの資産を合計したファンドの資産を表示したものです。

（2018年9月末日現在）

資産の種類	国名 （発行地）	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
固定利付債	アメリカ合衆国	18,488,614	40.55
	イギリス	1,775,520	3.89
	トルコ	1,236,249	2.71
	ケイマン諸島	1,177,374	2.58
	南アフリカ	976,014	2.14
	香港	845,127	1.85
	イタリア	765,204	1.68
	ナイジェリア	740,208	1.62
	オランダ	719,774	1.58
	モーリシャス	687,519	1.51
	シンガポール	398,518	0.87
	ノルウェー	303,000	0.66
	ケニア	298,665	0.66
	アラブ首長国連邦	198,038	0.43
	英領ヴァージン諸島	196,426	0.43
	インド	181,345	0.40
	小計	28,987,595	63.58
その他債券	アメリカ合衆国	5,675,901	12.45
	アラブ首長国連邦	545,250	1.20
	ベネズエラ	388,375	0.85
	小計	6,609,526	14.50
変動利付債	アメリカ合衆国	2,018,278	4.43
	イギリス	716,400	1.57
	シンガポール	382,200	0.84
	ロシア連邦	363,566	0.80
	ケイマン諸島	361,570	0.79
	アイルランド	316,000	0.69
	日本	266,438	0.58
	モンゴル	263,786	0.58

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
	トルコ	242,904	0.53
	英領ヴァージン諸島	166,601	0.37
	小計	5,097,741	11.18
投資信託	アイルランド	2,218,671	4.87
	小計	2,218,671	4.87
国債	アメリカ合衆国	994,703	2.18
	小計	994,703	2.18
米国財務省証券	アメリカ合衆国	599,906	1.32
	小計	599,906	1.32
P I K証券	ケイマン諸島	302,184	0.66
	小計	302,184	0.66
小計		44,810,327	98.28
現金、預金およびその他資産 (負債控除後)		784,037	1.72
合計 (純資産総額)		45,594,363 (約5,178百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=113.57円および1豪ドル=81.83円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は円建、米ドル建または豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2018年９月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

円投資型1309

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
2017年10月末日	1,051,914	10,519
11月末日	1,045,210	10,452
12月末日	1,034,191	10,342
2018年１月末日	1,032,269	10,323
２月末日	1,020,063	10,201
３月末日	1,005,762	10,058
４月末日	1,002,681	10,027
５月末日	984,875	9,849
６月末日	967,794	9,678
７月末日	982,892	9,829
８月末日	965,899	9,659
９月末日	966,728	9,667

米ドル投資型1309

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年10月末日	176,424	20,036,474	109.58	12,445
11月末日	175,493	19,930,740	109.00	12,379
12月末日	174,204	19,784,348	108.20	12,288
2018年１月末日	174,434	19,810,469	108.34	12,304
２月末日	172,589	19,600,933	107.20	12,175
３月末日	170,689	19,385,150	106.02	12,041
４月末日	170,357	19,347,444	105.81	12,017
５月末日	167,737	19,049,891	104.18	11,832
６月末日	165,065	18,746,432	102.52	11,643
７月末日	167,882	19,066,359	104.27	11,842
８月末日	165,333	18,776,869	102.69	11,663
９月末日	165,675	18,815,710	102.90	11,686

豪ドル投資型1309

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年10月末日	697,414	57,069,388	103.55	8,473
11月末日	693,787	56,772,590	103.01	8,429
12月末日	684,151	55,984,076	101.58	8,312
2018年1月末日	684,946	56,049,131	101.70	8,322
2月末日	677,503	55,440,070	100.59	8,231
3月末日	666,353	54,527,666	98.94	8,096
4月末日	664,695	54,391,992	98.69	8,076
5月末日	618,764	50,633,458	97.14	7,949
6月末日	605,763	49,569,586	95.10	7,782
7月末日	616,044	50,410,881	96.71	7,914
8月末日	605,731	49,566,968	95.09	7,781
9月末日	604,302	49,450,033	94.87	7,763

【分配の推移】

円投資型1309

計算期間	1口当たりの支払分配金
	円
2017年10月1日～2018年9月末日	260

米ドル投資型1309

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
2017年10月1日～2018年9月末日	2.80	318

豪ドル投資型1309

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	豪ドル	円
2017年10月1日～2018年9月末日	4.50	368

【収益率の推移】

円投資型1309

計算期間	収益率（注）
2017年10月1日～2018年9月末日	- 5.21%

米ドル投資型1309

計算期間	収益率（注）
2017年10月1日～2018年9月末日	- 3.01%

豪ドル投資型1309

計算期間	収益率（注）
2017年10月1日～2018年9月末日	- 3.46%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該計算期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配前の額）

2【販売及び買戻しの実績】

2018年9月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

円投資型1309

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	0	100
(0)	(0)	(100)

米ドル投資型1309

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	0	1,610
(0)	(0)	(1,610)

豪ドル投資型1309

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	365	6,370
(0)	(365)	(6,370)

（注）（ ）内の数字は本邦における販売・買戻し口数および発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年9月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.57円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

純資産計算書

2018年 8 月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：45,999,878米ドル）	2	44,518,124	5,055,923
銀行預金		1,560,882	177,269
先物契約未実現利益	15	6,075	690
為替先渡取引未実現利益	14	59,868	6,799
デリバティブに係る未収証拠金		24,372	2,768
ブローカーからの未収金		374	42
未収収益		616,253	69,988
現金および現金同等物に係る利息		2,211	251
資産合計		<u>46,788,159</u>	<u>5,313,731</u>
負債			
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現損失	16	87,966	9,990
受益証券買戻未払金		102,101	11,596
未払費用	10	307,097	34,877
負債合計		<u>497,164</u>	<u>56,463</u>
純資産		<u>46,290,995</u>	<u>5,257,268</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1304受益証券（円建て）	9,084	47,170	428,488,912
米ドル投資型1304受益証券（米ドル建て）	94.97	27,179	2,581,261
豪ドル投資型1304受益証券（豪ドル建て）	90.15	58,419	5,266,188
円投資型1305受益証券（円建て）	9,196	59,657	548,589,937
米ドル投資型1305受益証券（米ドル建て）	96.04	35,883	3,446,170
豪ドル投資型1305受益証券（豪ドル建て）	91.03	28,357	2,581,208
円投資型1306受益証券（円建て）	9,803	6,168	60,465,506
米ドル投資型1306受益証券（米ドル建て）	103.87	7,949	825,660
豪ドル投資型1306受益証券（豪ドル建て）	95.99	5,168	496,075
円投資型1307受益証券（円建て）	9,568	2,630	25,164,181
米ドル投資型1307受益証券（米ドル建て）	101.29	1,467	148,597
豪ドル投資型1307受益証券（豪ドル建て）	93.91	5,205	488,790
円投資型1308受益証券（円建て）	9,760	1,564	15,264,829
米ドル投資型1308受益証券（米ドル建て）	103.43	5,999	620,461
豪ドル投資型1308受益証券（豪ドル建て）	95.27	6,776	645,579
円投資型1309受益証券（円建て）	9,659	100	965,899
米ドル投資型1309受益証券（米ドル建て）	102.69	1,610	165,333
豪ドル投資型1309受益証券（豪ドル建て）	95.09	6,370	605,731
円投資型1312受益証券（円建て）	9,606	1,750	16,811,074
米ドル投資型1312受益証券（米ドル建て）	101.64	2,861	290,797
豪ドル投資型1312受益証券（豪ドル建て）	94.53	1,265	119,587
円投資型1403受益証券（円建て）	9,489	3,380	32,073,923
米ドル投資型1403受益証券（米ドル建て）	100.36	3,480	349,257
豪ドル投資型1403受益証券（豪ドル建て）	93.70	6,689	626,774
円投資型1406受益証券（円建て）	9,291	8,775	81,524,173
米ドル投資型1406受益証券（米ドル建て）	97.39	11,118	1,082,749
豪ドル投資型1406受益証券（豪ドル建て）	92.70	12,861	1,192,160
円投資型1409受益証券（円建て）	9,341	6,576	61,426,554
米ドル投資型1409受益証券（米ドル建て）	98.07	30,861	3,026,607
豪ドル投資型1409受益証券（豪ドル建て）	92.66	12,806	1,186,584
円投資型1412受益証券（円建て）	9,793	6,430	62,970,281
米ドル投資型1412受益証券（米ドル建て）	103.35	2,256	233,150
豪ドル投資型1412受益証券（豪ドル建て）	96.23	11,580	1,114,352
円投資型1503受益証券（円建て）	9,604	42,460	407,767,515
米ドル投資型1503受益証券（米ドル建て）	101.18	2,634	266,514
豪ドル投資型1503受益証券（豪ドル建て）	94.81	6,415	608,233
円投資型1506受益証券（円建て）	9,548	20,060	191,539,586
米ドル投資型1506受益証券（米ドル建て）	100.51	17,423	1,751,129
豪ドル投資型1506受益証券（豪ドル建て）	94.60	7,548	714,032
円投資型1509受益証券（円建て）	9,917	1,410	13,983,497
米ドル投資型1509受益証券（米ドル建て）	104.44	5,139	536,693
豪ドル投資型1509受益証券（豪ドル建て）	97.73	550	53,749
円投資型1512受益証券（円建て）	10,069	240	2,416,554
米ドル投資型1512受益証券（米ドル建て）	106.04	6,558	695,391
豪ドル投資型1512受益証券（豪ドル建て）	99.40	17,934	1,782,707

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2018年 8 月31日に終了した期間

円投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	49,220
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,050)
期末現在発行済受益証券口数	47,170
米ドル投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	30,352
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,173)
期末現在発行済受益証券口数	27,179
豪ドル投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	62,389
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,970)
期末現在発行済受益証券口数	58,419
円投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	64,507
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(4,850)
期末現在発行済受益証券口数	59,657
米ドル投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	45,223
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(9,340)
期末現在発行済受益証券口数	35,883
豪ドル投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	29,797
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,440)
期末現在発行済受益証券口数	28,357
円投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	7,498
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,330)
期末現在発行済受益証券口数	6,168
米ドル投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	9,339
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,390)
期末現在発行済受益証券口数	7,949
豪ドル投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	7,368
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,200)
期末現在発行済受益証券口数	5,168

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2018年8月31日に終了した期間

円投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	3,380
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(750)
期末現在発行済受益証券口数	2,630

米ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,567
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(100)
期末現在発行済受益証券口数	1,467

豪ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,205
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	5,205

円投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,764
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(200)
期末現在発行済受益証券口数	1,564

米ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,499
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,500)
期末現在発行済受益証券口数	5,999

豪ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,826
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(50)
期末現在発行済受益証券口数	6,776

円投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	100
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	100

米ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,610
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,610

豪ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,735
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(365)
期末現在発行済受益証券口数	6,370

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2018年8月31日に終了した期間

円投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,750
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,750

米ドル投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,861
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,861

豪ドル投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,265
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,265

円投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	3,650
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(270)
期末現在発行済受益証券口数	3,380

米ドル投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	4,050
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(570)
期末現在発行済受益証券口数	3,480

豪ドル投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,189
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,500)
期末現在発行済受益証券口数	6,689

円投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	9,175
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(400)
期末現在発行済受益証券口数	8,775

米ドル投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,249
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,131)
期末現在発行済受益証券口数	11,118

豪ドル投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	13,126
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(265)
期末現在発行済受益証券口数	12,861

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2018年8月31日に終了した期間

円投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,576
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	6,576

米ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	30,861
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	30,861

豪ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,806
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	12,806

円投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,530
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(5,100)
期末現在発行済受益証券口数	6,430

米ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,256
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,256

豪ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,580
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,580

円投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	42,829
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(369)
期末現在発行済受益証券口数	42,460

米ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,934
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(300)
期末現在発行済受益証券口数	2,634

豪ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,415
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	6,415

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2018年8月31日に終了した期間

円投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	42,160
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(22,100)
期末現在発行済受益証券口数	20,060

米ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,423
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	17,423

豪ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	10,148
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,600)
期末現在発行済受益証券口数	7,548

円投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,410
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,410

米ドル投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,139
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	5,139

豪ドル投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	550
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	550

円投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	240
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	240

米ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,824
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(266)
期末現在発行済受益証券口数	6,558

豪ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,434
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,500)
期末現在発行済受益証券口数	17,934

[次へ](#)

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

財務書類に対する注記

2018年8月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2013年2月26日付基本信託証書によりアンブレラ・ユニット・トラストとして設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書、クラス補遺および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

ファンド

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド（以下「ファンド」という。）は、2013年2月26日付補遺信託証書により設立された。

ファンドの投資目的は、通常の市況の下において、主としてエマージング諸国の企業またはエマージング諸国の関連企業が発行する米ドル建て債券に投資することにより、長期的なキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを実現することである。また、ファンドの資産は、エマージング諸国およびエマージング諸国関連の国債、政府機関債に投資することもできる。

ファンドは、信託証書に記載される状況に従い早期償還する場合を除いて、以下の場合に償還する。

- () 発行済みのファンドのすべてのクラスの強制買戻日の中でもっとも遅い日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとす
る。）、または
- () 払込日から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が30億円（または相当額）を下回った場合、
管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により決定した場合。

受益証券のクラスは、払込日以降いつでも、円投資型受益証券については10億円、米ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）または豪ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）を下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合がある。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、() 時価、または() 償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、または() 時価が入手できない場合は償却減価で評価することができる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2018年8月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.37903 豪ドル

1米ドル = 0.85591 ユーロ

1米ドル = 110.80001 日本円

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドは契約締結時の契約価額と契約終結時の契約価額との間の差額に等しい実現損益を計上する。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約（CDSおよびCDX）は、公正価値で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。本評価によって生じる未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払われた、または受領されたプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益の一部として発生時に運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済から生じた手取金の差額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益として運用計算書に計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5億米ドル以下の純資産	0.55%
5億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.52%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.49%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.46%
50億米ドル超の純資産	0.43%

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.05%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドの投資目的、方針および制限に従った投資顧問会社から保管会社への通知による一定の為替取引の委託業務につき、保管会社は、保管会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

監査確認書の発行、中間財務書類の作成またはルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計基準以外の会計基準の使用など、一定の特別な管理事務業務の実行につき、管理事務代行会社は、管理事務代行会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利も有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 総販売会社報酬

総販売会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点の円投資型および米ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.65%、豪ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.80%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、円投資型、米ドル投資型、豪ドル投資型それぞれについて円、米ドルおよび豪ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注9 - 日本における販売会社および代行協会員報酬

日本における販売会社および代行協会員は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5億米ドル以下の純資産	0.40%
5億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.43%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.46%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.49%

50億米ドル超の純資産

0.52%

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	67,320
日本における販売会社および代行協会員報酬	48,919
管理事務代行報酬	12,231
保管会社報酬	6,120
受託会社報酬および管理会社報酬	2,446
現金支出費	1,222
専門家報酬	38,988
総販売会社報酬	85,127
その他の費用	44,724
未払費用	<u>307,097</u>

注11 - 分配

管理会社は、分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上で未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎年分配月の15日（以下、それぞれ「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して四半期毎の分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議の後、随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配日は以下のとおりである。

受益証券クラス	分配月	初回の分配
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	1月、4月、7月および10月	2013年7月
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2月、5月、8月および11月	2013年8月
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	3月、6月、9月および12月	2013年9月
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	1月、4月、7月および10月	2013年10月
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2月、5月、8月および11月	2013年11月
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	3月、6月、9月および12月	2013年12月
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	3月、6月、9月および12月	2014年3月
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	3月、6月、9月および12月	2014年6月
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	3月、6月、9月および12月	2014年9月
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	3月、6月、9月および12月	2014年12月
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	3月、6月、9月および12月	2015年3月
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	3月、6月、9月および12月	2015年6月
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	3月、6月、9月および12月	2015年9月
円投資型1509 米ドル投資型1509 豪ドル投資型1509	3月、6月、9月および12月	2015年12月
円投資型1512 米ドル投資型1512 豪ドル投資型1512	3月、6月、9月および12月	2016年3月

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

分配は、円貨（円投資型受益証券）、米ドル貨（米ドル投資型受益証券）および豪ドル貨（豪ドル投資型受益証券）で受益者へ支払われる。

2018年8月31日に終了した期間に、ファンドは総額792,936米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

当初募集

すべてのクラスの全受益証券の各当初募集期間（以下「当初募集期間」という。）は、以下のとおりであった。

受益証券	募集期間	払込日
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	2013年4月3日から2013年4月24日まで	2013年4月24日
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2013年5月8日から2013年5月30日まで	2013年5月30日
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	2013年6月5日から2013年6月27日まで	2013年6月27日
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	2013年7月8日から2013年7月30日まで	2013年7月30日
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2013年8月7日から2013年8月29日まで	2013年8月29日
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	2013年9月2日から2013年9月27日まで	2013年9月27日
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	2013年12月2日から2013年12月20日まで	2013年12月20日
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	2014年3月3日から2014年3月28日まで	2014年3月28日
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	2014年6月2日から2014年6月27日まで	2014年6月27日
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	2014年9月1日から2014年9月29日まで	2014年9月29日
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	2014年12月1日から2014年12月19日まで	2014年12月19日
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	2015年3月2日から2015年3月27日まで	2015年3月27日
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	2015年6月1日から2015年6月29日まで	2015年6月29日
円投資型1509 米ドル投資型1509 豪ドル投資型1509	2015年9月1日から2015年9月29日まで	2015年9月29日
円投資型1512 米ドル投資型1512 豪ドル投資型1512	2015年12月1日から2015年12月22日まで	2015年12月22日

当該期間中に募集された各クラス受益証券の当初発行価格は、円投資型については1口当たり10,000円、米ドル投資型については1口当たり100米ドル、豪ドル投資型については1口当たり100豪ドルであった。

1 購入申込当たりの最低投資口数は1口で、追加購入は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する額または口数とする。ただし、受益証券は整数でのみ発行される。

受益証券の購入申込書は、当初募集期間の最終日の正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。支払は、円投資型は円貨、米ドル投資型は米ドル貨、豪ドル投資型は豪ドル貨で行われるものとし、払込日に受領されなければならない。

受益証券の買戻し

ファンド証券は、払込日以降、ファンド営業日において受益者の選択により買い戻される。受益者は、ファンド証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻し通知を送付することができる。受益証券の買戻しの申込みは1口以上1口単位とする。

買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における受益証券1口当たり純資産価格とする。

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券は、存続期間が決まっており、満期日（ファンド営業日でない場合はその直前のファンド営業日）において、その日付のファンド証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される。

受益証券クラス	満期日
円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	2020年10月15日
円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	2020年11月13日
円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	2020年12月15日
円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	2021年1月15日
円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	2021年2月15日
円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	2021年3月15日
円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	2021年6月15日
円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	2021年9月15日
円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	2021年12月15日
円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	2022年3月15日
円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	2022年6月15日
円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	2022年9月15日
円投資型1506、米ドル投資型1506、豪ドル投資型1506	2022年12月15日
円投資型1509、米ドル投資型1509、豪ドル投資型1509	2023年3月15日
円投資型1512、米ドル投資型1512、豪ドル投資型1512	2023年6月15日

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券の買戻しには、それが任意的に行われる場合であれ強制的に行われる場合であれ、以下の料率の買戻手数料が課せられ、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。

円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	1口当たり買戻手数料 （当初発行価格に対して）
2014年4月23日まで	2014年5月29日まで	3.00%
2014年4月24日から2015年4月23日まで	2014年5月30日から2015年5月29日まで	2.50%
2015年4月24日から2016年4月23日まで	2015年5月30日から2016年5月29日まで	2.00%
2016年4月24日から2017年4月23日まで	2016年5月30日から2017年5月29日まで	1.50%
2017年4月24日から2018年4月23日まで	2017年5月30日から2018年5月29日まで	1.00%
2018年4月24日から2019年4月23日まで	2018年5月30日から2019年5月29日まで	0.50%
2019年4月24日以降	2019年5月30日以降	0%

円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年6月26日まで	2014年7月29日まで	3.00%
2014年6月27日から2015年6月26日まで	2014年7月30日から2015年7月29日まで	2.50%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年7月30日から2016年7月29日まで	2.00%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年7月30日から2017年7月29日まで	1.50%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年7月30日から2018年7月29日まで	1.00%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年7月30日から2019年7月29日まで	0.50%
2019年6月27日以降	2019年7月30日以降	0%

円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年8月28日まで	2014年9月26日まで	3.00%
2014年8月29日から2015年8月28日まで	2014年9月27日から2015年9月26日まで	2.50%
2015年8月29日から2016年8月28日まで	2015年9月27日から2016年9月26日まで	2.00%
2016年8月29日から2017年8月28日まで	2016年9月27日から2017年9月26日まで	1.50%
2017年8月29日から2018年8月28日まで	2017年9月27日から2018年9月26日まで	1.00%
2018年8月29日から2019年8月28日まで	2018年9月27日から2019年9月26日まで	0.50%
2019年8月29日以降	2019年9月27日以降	0%

円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年12月19日まで	2015年3月27日まで	3.00%
2014年12月20日から2015年12月19日まで	2015年3月28日から2016年3月27日まで	2.50%
2015年12月20日から2016年12月19日まで	2016年3月28日から2017年3月27日まで	2.00%
2016年12月20日から2017年12月19日まで	2017年3月28日から2018年3月27日まで	1.50%
2017年12月20日から2018年12月19日まで	2018年3月28日から2019年3月27日まで	1.00%
2018年12月20日から2019年12月19日まで	2019年3月28日から2020年3月27日まで	0.50%
2019年12月20日以降	2020年3月28日以降	0%

円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年6月26日まで	2015年9月28日まで	3.00%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年9月29日から2016年9月28日まで	2.50%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年9月29日から2017年9月28日まで	2.00%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年9月29日から2018年9月28日まで	1.50%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年9月29日から2019年9月28日まで	1.00%
2019年6月27日から2020年6月26日まで	2019年9月29日から2020年9月28日まで	0.50%
2020年6月27日以降	2020年9月29日以降	0%

円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年12月18日まで	2016年3月26日まで	3.00%
2015年12月19日から2016年12月18日まで	2016年3月27日から2017年3月26日まで	2.50%
2016年12月19日から2017年12月18日まで	2017年3月27日から2018年3月26日まで	2.00%
2017年12月19日から2018年12月18日まで	2018年3月27日から2019年3月26日まで	1.50%
2018年12月19日から2019年12月18日まで	2019年3月27日から2020年3月26日まで	1.00%
2019年12月19日から2020年12月18日まで	2020年3月27日から2021年3月26日まで	0.50%
2020年12月19日以降	2021年3月27日以降	0%

円投資型1506、米ドル投資型1506、豪ドル投資型1506	円投資型1509、米ドル投資型1509、豪ドル投資型1509	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2016年6月28日まで	2016年9月28日まで	3.00%
2016年6月29日から2017年6月28日まで	2016年9月29日から2017年9月28日まで	2.50%
2017年6月29日から2018年6月28日まで	2017年9月29日から2018年9月28日まで	2.00%
2018年6月29日から2019年6月28日まで	2018年9月29日から2019年9月28日まで	1.50%
2019年6月29日から2020年6月28日まで	2019年9月29日から2020年9月28日まで	1.00%
2020年6月29日から2021年6月28日まで	2020年9月29日から2021年9月28日まで	0.50%
2021年6月29日以降	2021年9月29日以降	0%

円投資型1512、米ドル投資型1512、豪ドル投資型1512	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2016年12月21日まで	3.00%
2016年12月22日から2017年12月21日まで	2.50%
2017年12月22日から2018年12月21日まで	2.00%
2018年12月22日から2019年12月21日まで	1.50%
2019年12月22日から2020年12月21日まで	1.00%
2020年12月22日から2021年12月21日まで	0.50%
2021年12月22日以降	0%

受益証券のクラスが早期償還されるもしくは強制的に買い戻された場合またはファンドが早期償還された場合にも同じ料率の買戻手数料が課され、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。日本における販売会社は、日本におけるファンドの独占的な販売会社であり、前払いの販売手数料に等しい当初の報酬を総販売会社より受領する。買戻手数料および総販売会社報酬は総販売会社に対して支払われ、そのすべてまたは一部が、（前払いの販売手数料に代わる当初の報酬などの）日本における販売会社への報酬の支払に関する費用を含む、ファンド証券の募集に関する総販売会社によるファンドへの業務提供に関する費用を賄うために用いられる。

ファンド証券の買戻しに関する送金は、円投資型については円建て、米ドル投資型については米ドル建て、および、豪ドル投資型については豪ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から4ファンド営業日以内および/または管理会社が受託会社と協議の上随時決定することができるその他の日、または（豪ドル投資型に関しては）4ファンド営業日目メルボルンの銀行の営業日でない場合はメルボルンの銀行が営業を行う翌ファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

注14 - 為替先渡取引

2018年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドル）
日本円	1,940,654,286	米ドル	17,448,145	2018年9月28日	101,380
豪ドル	18,360,505	米ドル	13,354,844	2018年9月28日	(41,478)
米ドル	6,565	豪ドル	8,994	2018年9月28日	44
米ドル	4,128	日本円	458,362	2018年9月28日	(16)
米ドル	12,220	日本円	1,358,289	2018年9月28日	(62)
					59,868

注15 - 先物契約

2018年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の先物契約は以下のとおりであった。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 （米ドル）	未実現利益（損失） （米ドル）
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	29	5年 FUT US NOTE 6 %	2018年12月	3,288,101	4,088
米ドル	9	30年 FUT US ULTRA BOND 6 %	2018年12月	1,440,000	2,662
米ドル	19	2年 FUT US NOTE 6 %	2018年12月	4,014,938	(282)
				8,743,039	6,468
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(6)	90日 FUT EURODOLLAR	2018年12月	(1,460,700)	10,655
米ドル	(6)	20年 FUT US LONG BD 6 %	2018年12月	(867,563)	(3,809)
米ドル	(4)	10年 FUT US NOTE 6 %	2018年12月	(481,250)	(1,155)
米ドル	(22)	10年 FUT US ULTRA NOTE 6 %	2018年12月	(2,819,781)	(4,591)
米ドル	(8)	90日 FUT EURODOLLAR	2019年12月	(1,940,700)	(632)
米ドル	(26)	90日 FUT EURODOLLAR	2020年12月	(6,308,900)	(835)
米ドル	(3)	90日 FUT EURODOLLAR	2019年6月	(728,475)	(26)
				(14,607,369)	(393)
					6,075

注16 - クレジット・デフォルト・スワップ契約

2018年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済のクレジット・デフォルト・スワップ契約は以下のとおりであった。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	未実現利益 / （損失） （米ドル）
プロテクションの買いポジション				
米ドル	3,000,000	CDS CHINA 100BP 1 % 20/12/19	2019年12月20日	(31,258)
米ドル	3,220,000	5年 CDS REP CHINA 100BP 1 % 20/06/21	2021年6月20日	(57,754)
				(89,012)
プロテクションの売りポジション				
米ドル	130,000	3年 CDS ESKOM 500BP 5 % 20/12/20	2020年12月20日	1,046
				1,046
				(87,966)

(2) 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

投資有価証券明細表

2018年8月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アルゼンチン					
国債					
米ドル	510,000	ARGENTINA 5.8750% 11/01/28	469,887	367,200	0.79
米ドル	480,000	ARGENTINA 6.8750% 11/01/48	402,255	331,200	0.72
			872,142	698,400	1.51
その他債券					
米ドル	360,000	REP OF ARGENTINA 2.5% 31/12/38	242,550	190,800	0.41
			242,550	190,800	0.41
固定利付債					
米ドル	820,000	CABLEVISION SA 6.5% 15/06/21	847,492	770,800	1.67
米ドル	249,000	TECPETROL S.A 4.8750% 12/12/22	232,155	222,235	0.48
米ドル	30,000	IRSA PROPIEDADES 8.75% 23/3/23	28,685	28,590	0.06
			1,108,332	1,021,625	2.21
		アルゼンチン合計	2,223,024	1,910,825	4.13
バミューダ					
固定利付債					
米ドル	800,000	DIGICEL GROUP 8.25% 30/09/20	825,368	580,000	1.26
米ドル	490,000	KOSMOS ENERGY 7.875% 01/08/21	434,875	497,350	1.07
米ドル	250,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	245,625	212,500	0.46
米ドル	220,000	DIGICEL LTD 6% 15/04/21	199,375	204,050	0.44
			1,705,243	1,493,900	3.23
		バミューダ合計	1,705,243	1,493,900	3.23
ブラジル					
固定利付債					
米ドル	200,000	SAMARCO MINERA 4.125% 01/11/22	133,500	139,250	0.30
			133,500	139,250	0.30
		ブラジル合計	133,500	139,250	0.30
英領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	200,000	SINO OCEAN LAND FRN 21/03/66	156,000	166,319	0.36
			156,000	166,319	0.36

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
英領ヴァージン諸島（続き）					
その他債券					
米ドル	380,000	STAR ENERGY G 6.7500% 24/04/33	380,000	351,789	0.76
			380,000	351,789	0.76
固定利付債					
米ドル	380,000	HUARONG FINANCE 5.5% 16/01/25	400,254	392,570	0.85
米ドル	380,000	CNTL AMR BOTTLING 5.75% 31/01/27	376,447	376,200	0.81
米ドル	200,000	HUARONG FIN I 5.0000% 19/11/25	203,300	199,930	0.43
			980,001	968,700	2.09
		英領ヴァージン諸島合計	1,516,001	1,486,808	3.21
カナダ					
固定利付債					
米ドル	290,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25% 01/04/23	290,000	286,375	0.61
米ドル	290,000	FIRST QUANTUM MIN 7.5% 01/04/25	290,000	280,195	0.61
			580,000	566,570	1.22
		カナダ合計	580,000	566,570	1.22
ケイマン諸島					
変動利付債					
米ドル	670,000	BANCO DO BRASIL VR 29/12/49	508,122	501,160	1.09
米ドル	380,000	MAF GLOBAL SECS FRN 29/12/49	380,000	363,375	0.78
米ドル	200,000	BANCO BRASIL CAY FRN 29/12/49	169,473	189,796	0.41
			1,057,595	1,054,331	2.28
P I K証券					
米ドル	586,765	ENERGY RES PIK 0% 29/12/49	197,925	316,853	0.68
			197,925	316,853	0.68
固定利付債					
米ドル	690,000	COMCEL TRUST 6.875% 06/02/24	692,915	710,913	1.54
米ドル	592,000	AGROMERCANTIL 6.25% 10/04/19	599,644	598,287	1.29
米ドル	400,000	21VIANET GROUP I 7.0000% 17/08/20	398,990	390,042	0.84
米ドル	496,000	KAISA GROUP 9.3750% 30/06/24	468,725	384,475	0.83
米ドル	320,000	TRANSPRT DE GAS 5.7% 20/03/22	347,783	324,403	0.70
米ドル	250,000	JD.COM INC 3.8750% 29/04/26	235,203	237,749	0.51
米ドル	230,000	CHINA EVERGRANDE 8.7500% 28/06/25	230,000	204,169	0.44
米ドル	200,000	CHINA EVERGRANDE GRO 8.25% 23/03/22	207,600	195,106	0.42
米ドル	40,000	EMBRAER OVERS 5.6960% 16/09/23	42,340	41,200	0.09
			3,223,200	3,086,344	6.66
		ケイマン諸島合計	4,478,720	4,457,528	9.62

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
チリ					
その他債券					
米ドル	260,000	GNL QUINTERO 4.634% 31/07/29	260,000	256,750	0.55
			260,000	256,750	0.55
固定利付債					
米ドル	920,000	SOC QUIMICA Y MIN 3.625% 3/4/23	794,934	897,000	1.94
			794,934	897,000	1.94
		チリ合計	1,054,934	1,153,750	2.49
コロンビア					
変動利付債					
米ドル	128,000	COLOMBIA TELECOM FRN 29/12/49	136,618	131,840	0.28
			136,618	131,840	0.28
固定利付債					
米ドル	570,000	BANCO DE BOGOTA 6.25% 12/05/26	582,284	592,800	1.29
			582,284	592,800	1.29
		コロンビア合計	718,902	724,640	1.57
ドミニカ共和国					
その他債券					
米ドル	620,000	AEROPUERTOS DOM 6.75% 30/03/29	622,739	641,700	1.39
			622,739	641,700	1.39
		ドミニカ共和国合計	622,739	641,700	1.39
グアテマラ					
固定利付債					
米ドル	520,000	ENERGUATE TRUST 5.875% 03/05/27	523,528	496,600	1.07
			523,528	496,600	1.07
		グアテマラ合計	523,528	496,600	1.07
香港					
固定利付債					
米ドル	530,000	CNAC HK FINBRID 4.6250% 14/03/23	529,369	535,374	1.15
米ドル	310,000	CNAC HK FINBRID 5.1250% 14/03/28	307,942	313,289	0.68
			837,311	848,663	1.83
		香港合計	837,311	848,663	1.83

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
インド					
固定利付債					
米ドル	1,100,000	RELIANCE INDU 3.6670% 30/11/27	1,088,110	1,025,612	2.21
米ドル	600,000	GMR HYDERABAD 4.2500% 27/10/27	570,000	525,708	1.14
米ドル	430,000	NEERG ENERGY LTD 6% 13/02/22	430,000	410,740	0.89
米ドル	200,000	HINDUSTAN PETROL 4.0000% 12/07/27	186,240	183,748	0.40
			2,274,350	2,145,808	4.64
		インド合計	2,274,350	2,145,808	4.64
アイルランド					
変動利付債					
米ドル	400,000	CREDIT BANK OF M FRN 10/08/66	378,000	317,720	0.69
			378,000	317,720	0.69
投資信託					
-	2,259,345	GS USD LIQUID RESERVES FUND CLASS X	2,259,345	2,259,345	4.88
			2,259,345	2,259,345	4.88
		アイルランド合計	2,637,345	2,577,065	5.57
マン島					
固定利付債					
米ドル	650,000	GOHL CAPITAL LTD 4.25% 24/01/27	669,513	624,216	1.35
			669,513	624,216	1.35
		マン島合計	669,513	624,216	1.35
イタリア					
固定利付債					
米ドル	880,000	WIND TRE SPA 5.0000% 20/01/26	880,000	786,746	1.70
			880,000	786,746	1.70
		イタリア合計	880,000	786,746	1.70
日本					
変動利付債					
米ドル	290,000	SOFTBANK GROUP CORP FRN 29/12/49	290,000	265,075	0.57
			290,000	265,075	0.57
		日本合計	290,000	265,075	0.57
ケニア					
固定利付債					
米ドル	300,000	EAST&SOUTH AFRIC 5.375% 14/03/22	302,220	299,100	0.65
			302,220	299,100	0.65
		ケニア合計	302,220	299,100	0.65

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ					
変動利付債					
米ドル	720,000	SBERBANK RUSSIA FRN 26/02/24	701,524	712,274	1.54
			701,524	712,274	1.54
固定利付債					
米ドル	850,000	ALTICE FINANCING 7.5% 15/05/26	850,400	809,625	1.75
米ドル	320,000	ALTICE FIN SA 7.5% 15/05/26	354,000	304,800	0.66
			1,204,400	1,114,425	2.41
		ルクセンブルグ合計	1,905,924	1,826,699	3.95
モーリシャス					
固定利付債					
米ドル	600,000	GREENKO INVEST CO 4.875% 16/08/23	590,850	543,025	1.18
米ドル	400,000	UPL CORP LTD 4.5000% 08/03/28	384,900	371,770	0.80
米ドル	330,000	MTN MAURITIUS 6.5% 13/10/26	330,000	320,479	0.69
			1,305,750	1,235,274	2.67
		モーリシャス合計	1,305,750	1,235,274	2.67
メキシコ					
変動利付債					
米ドル	390,000	BANCO MERC NORTE FRN 06/10/65	390,000	397,313	0.86
米ドル	340,000	BBVA BANCOMER SA FRN 18/01/33	338,317	310,678	0.67
			728,317	707,991	1.53
固定利付債					
米ドル	930,000	GRUMA SAB DE CV 4.875% 01/12/24	951,032	950,925	2.05
米ドル	610,000	UNIFIN FINANC 7.3750% 12/02/26	591,177	587,131	1.27
米ドル	490,000	JB Y CO SA DE CV 3.75% 13/5/25	485,125	470,437	1.02
米ドル	270,000	GRUPO CEMENTO 5.2500% 23/06/24	270,000	265,613	0.57
			2,297,334	2,274,106	4.91
		メキシコ合計	3,025,651	2,982,097	6.44
モンゴル					
変動利付債					
米ドル	275,840	ENERGY RES 0% 30/09/22	205,432	268,668	0.58
			205,432	268,668	0.58
		モンゴル合計	205,432	268,668	0.58

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
オランダ					
その他債券					
米ドル	480,000	MINEJESA CAPI 4.6250% 10/08/30	445,680	445,006	0.96
			445,680	445,006	0.96
固定利付債					
米ドル	750,000	METINVEST BV 7.7500% 23/04/23	742,606	709,971	1.53
米ドル	610,000	TEVA PHARMACEUTICALS 2.2% 21/07/21	570,376	571,529	1.23
米ドル	626,000	PETROBRAS GLO 5.9990% 27/01/28	566,922	563,619	1.22
米ドル	510,000	TEVA PHARMACEUTICALS 2.8% 21/07/23	456,375	451,367	0.98
米ドル	380,000	LUKOIL INTL FIN 4.563% 24/4/23	395,675	373,582	0.81
米ドル	170,000	TEVA PHARMACEUTICALS 3.15% 01/10/26	141,950	140,705	0.30
米ドル	101,000	EMBRAER NETHERLANDS 5.05% 15/06/25	105,616	101,001	0.22
米ドル	80,000	TEVA PHARMACEUTICALS 4.1% 01/10/46	59,600	59,115	0.13
米ドル	10,000	EMBRAER NETHERLANDS 5.4% 01/02/27	10,550	10,145	0.02
			3,049,670	2,981,034	6.44
		オランダ合計	3,495,350	3,426,040	7.40
ナイジェリア					
固定利付債					
米ドル	650,000	ZENITH BANK PLC 7.375% 30/05/22	654,288	655,499	1.41
米ドル	300,000	AFRICA FIN CORP 3.875% 13/04/24	297,729	285,000	0.62
			952,017	940,499	2.03
		ナイジェリア合計	952,017	940,499	2.03
ノルウェー					
固定利付債					
米ドル	300,000	DNO ASA 8.7500% 31/05/23	301,100	302,625	0.65
			301,100	302,625	0.65
		ノルウェー合計	301,100	302,625	0.65
パラグアイ					
固定利付債					
米ドル	1,000,000	TELFON CELUAR 6.75% 13/12/22	1,026,036	1,020,190	2.20
			1,026,036	1,020,190	2.20
		パラグアイ合計	1,026,036	1,020,190	2.20
ペルー					
その他債券					
米ドル	1,290,000	ABENGOA TRANS 6.875% 30/04/43	1,293,839	1,420,383	3.06

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ペルー（続き）					
その他債券（続き）					
米ドル	830,000	CORP LINDLEY 6.75% 23/11/21	924,470	887,063	1.92
米ドル	576,000	CORP LINDLEY 4.625% 12/04/23	582,301	585,582	1.27
米ドル	390,000	HUNT OIL CO 6.3750% 01/06/28	387,017	404,664	0.87
			3,187,627	3,297,692	7.12
固定利付債					
米ドル	470,000	INRETAIL PHAR 5.3750% 02/05/23	468,477	479,400	1.04
米ドル	400,000	BANCO INTER P 3.3750% 18/01/23	399,744	384,500	0.83
			868,221	863,900	1.87
		ペルー合計	4,055,848	4,161,592	8.99
カタール					
その他債券					
米ドル	630,000	RAS LAFFAN LNG 5.298% 30/09/20	191,197	175,815	0.38
			191,197	175,815	0.38
		カタール合計	191,197	175,815	0.38
ロシア連邦					
変動利付債					
米ドル	460,000	CREDIT BANK MOSCOW 7.5% 05/10/27	422,050	367,076	0.79
			422,050	367,076	0.79
		ロシア連邦合計	422,050	367,076	0.79
シンガポール					
変動利付債					
米ドル	400,000	PARKWAY PANTAI FRN 27/01/66	400,000	384,200	0.83
			400,000	384,200	0.83
固定利付債					
米ドル	440,000	ABJA INVESTMENT 5.4500% 24/01/28	396,550	393,222	0.85
米ドル	200,000	MEDCO PLATINU 6.7500% 30/01/25	198,356	183,512	0.40
			594,906	576,734	1.25
		シンガポール合計	994,906	960,934	2.08
南アフリカ					
変動利付債					
米ドル	290,000	FIRSTRAND BK LTD FRN 23/04/28	288,469	288,950	0.62
			288,469	288,950	0.62

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
南アフリカ（続き）					
固定利付債					
米ドル	970,000	GROWTHPOINT 5.8720% 02/05/23	970,000	988,120	2.14
			970,000	988,120	2.14
		南アフリカ合計	1,258,469	1,277,070	2.76
トルコ					
国債					
米ドル	320,000	TURKEY REP OF 6.1250% 24/10/28	296,000	265,200	0.57
米ドル	330,000	TURKEY REP OF 5.7500% 11/05/47	262,144	235,950	0.51
			558,144	501,150	1.08
固定利付債					
米ドル	860,000	COCA-COLA ICE 4.2150% 19/09/24	855,519	747,201	1.61
米ドル	740,000	GLOBAL LIMAN 8.125% 14/11/21	698,284	687,978	1.49
米ドル	770,000	ANADOLU EFES 3.375% 01/11/22	672,532	664,957	1.44
米ドル	200,000	TURKCELL ILET 5.8000% 11/04/28	174,300	162,008	0.35
			2,400,635	2,262,144	4.89
		トルコ合計	2,958,779	2,763,294	5.97
アラブ首長国連邦					
その他債券					
米ドル	560,000	ABU DHABI CRU 4.6000% 02/11/47	560,000	543,760	1.17
米ドル	420,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	427,088	467,250	1.01
			987,088	1,011,010	2.18
		アラブ首長国連邦合計	987,088	1,011,010	2.18
イギリス					
固定利付債					
米ドル	490,000	TULLOW OIL 6.25% 15/04/22	421,288	484,987	1.05
米ドル	200,000	FRESNILLO PLC 5.5% 13/11/23	205,200	207,210	0.45
			626,488	692,197	1.50
		イギリス合計	626,488	692,197	1.50
アメリカ合衆国					
固定利付債					
米ドル	420,000	ROLTA AMERICA 8.8750% 24/07/19	71,663	67,200	0.15
			71,663	67,200	0.15
		アメリカ合衆国合計	71,663	67,200	0.15

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ベネズエラ					
その他債券					
米ドル	2,480,000	PETROLEOS DE VENEZ 6% 28/10/22	768,800	421,600	0.91
			768,800	421,600	0.91
		ベネズエラ合計	768,800	421,600	0.91
投資有価証券合計			45,999,878	44,518,124	96.17

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2018年9月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,607万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2018年9月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝132.14円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルにファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2018年9月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約380億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	29	217,128,731.88 米ドル
		1	62,272,384.32 トルコリラ
		2	2,708,312.35 ユーロ
		16	2,148,854,257 円
		23	118,556,227.30 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前6か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年9月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.14円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2018年３月31日現在

（単位：ユーロ）

		2018年 3 月31日		2017年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	79,284	600,000	79,284
長期保有目的投資有価証券	5	3,244	429	3,212	424
		603,244	79,713	603,212	79,708
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限到来		1,837,920	242,863	2,227,918	294,397
銀行預金および手許現金	9	4,048,195	534,928	1,631,237	215,552
		5,886,115	777,791	3,859,155	509,949
資産合計		6,489,359	857,504	4,462,367	589,657
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	66,070	500,000	66,070
繰越損益	4	1,830,957	241,943	1,446,356	191,121
当期損益	4	328,902	43,461	384,601	50,821
		2,659,859	351,474	2,330,957	308,013
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限到来	7	115,000	15,196	69,910	9,238
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限到来	7 , 9	3,714,500	490,834	2,061,500	272,407
		3,829,500	506,030	2,131,410	281,645
資本、準備金および負債合計		6,489,359	857,504	4,462,367	589,657

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2018年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2018年３月31日		2017年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	394,392	52,115	425,755	56,259
11 . その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		303,025	40,042	113,201	14,958
13 . 金融資産および流動資産として保有 される投資有価証券に係る評価額調整	5	(29)	(4)	(8)	(1)
14 . 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(19,170)	(2,533)	(21,014)	(2,777)
b) その他の利息および類似の費用	5	(349,316)	(46,159)	(133,333)	(17,619)
16 . 税引後損益		328,902	43,461	384,601	50,821
18 . 当期損益		328,902	43,461	384,601	50,821

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2018年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 払込済資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2016年3月31日現在残高	1,250,104
前期利益	196,252
宣言された配当	-
2017年3月31日現在残高	1,446,356
2017年3月31日現在残高	1,446,356
前期利益	384,601
宣言された配当	-
2018年3月31日現在残高	1,830,957

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2018年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,307,977

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2018年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	3,349
期中の取得	264
期中の売却	(42)
期末現在	3,571
価格調整：	
期首現在	(8)
当期価格調整	(21)
期末現在	(29)
為替の影響(*)	(298)
期末の正味価値	3,244
期末の市場価値	3,986

(*)当該金額は、損益計算書の「未払利息および類似の費用」の項目に含まれている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 債務

2018年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用115,000ユーロ、2015年1月12日付および2016年9月28日付けで当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬29,500ユーロならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬3,685,000ユーロで構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2017年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用65,000ユーロ、上記記載の2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬23,500ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬2,038,000ユーロ、およびその他の未払金4,910ユーロで構成されていた。

8. 従業員

当社は、2018年3月31日および2017年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらは、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2018年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息19,170ユーロ（2017年3月31日：21,014ユーロ）を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 総損益

2018年3月31日および2017年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2018年3月31日 (ユーロ)	2017年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	8,595,612	9,862,059
その他の外部費用	(8,201,220)	(9,436,304)
	394,392	425,755

2018年3月31日現在、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬7,755,000ユーロ（2017年3月31日：8,950,000ユーロ）およびその他の報酬の総額446,220ユーロ（2017年3月31日：486,304ユーロ）で構成されている。

11. 運用資産

当社が受益者として保有するものではないが、投資運用責任を有する資産については、貸借対照表には含まれていない。2018年3月31日現在における当該資産残高は約32,975百万ユーロ（2017年3月31日：40,899百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2018
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>3,244</u>	<u>3,212</u>
		603,244	603,212
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		1,837,920	2,227,918
Cash at bank and in hand	9	<u>4,048,195</u>	<u>1,631,237</u>
		5,886,115	3,859,155
TOTAL (ASSETS)		<u>6,489,359</u>	<u>4,462,367</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,830,957	1,446,356
Profit or loss for the financial year	4	<u>328,902</u>	<u>384,601</u>
		2,659,859	2,330,957
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	115,000	69,910
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>3,714,500</u>	<u>2,061,500</u>
		3,829,500	2,131,410
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>6,489,359</u>	<u>4,462,367</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2018
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
1. to 5. Gross profit or loss	10	394,392	425,755
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		303,025	113,201
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(29)	(8)
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(19,170)	(21,014)
b) other interest and similar expenses	5	(349,316)	(133,333)
16. Profit or loss after taxation		328,902	384,601
18. Profit or loss for the financial year		<u>328,902</u>	<u>384,601</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2018

Note 1 – General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2018

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Profit or loss brought forward

Balance as at March 31, 2016	1,250,104
Previous year's profit	196,252
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2017	1,446,356
Balance as at March 31, 2017	1,446,356
Previous year's profit	384,601
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2018	1,830,957

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2018

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2018 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,307,977

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2018 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,349
acquisitions during the year	264
disposals during the year	(42)
at the end of the year	3,571
Value adjustments	
at the beginning of the year	(8)
Value adjustments for the year	(21)
at the end of the year	(29)
Foreign exchange impact (*)	(298)
Net value at the end of the year	
	3,244
Market value at the end of the year	
	3,986

(*) This amount is included in the caption "Interest payable and similar expenses" of the profit and loss account.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2018**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Creditors

As at March 31, 2018, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 115,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 29,500 following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016 and the fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 3,685,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2017, they consisted of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 65,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 23,500 following the two agreements mentioned above, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,038,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,910.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2018 and March 31, 2017.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2018, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 19,170 (March 31, 2017: EUR 21,014). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2018

Note 10 – Gross profit and loss

As at March 31, 2018 and 2017, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2018 EUR	March 31, 2017 EUR
Management fees	8,595,612	9,862,059
Other external charges	(8,201,220)	(9,436,304)
	<u>394,392</u>	<u>425,755</u>

As at March 31, 2018, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 7,755,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2017: EUR 8,950,000) and other fees for a total amount of EUR 446,220 (March 31, 2017: EUR 486,304).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 32,975 million as at March 31, 2018 (March 31, 2017: EUR 40,899 million).

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下、「I E S B A 規程」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、運営および管理事務に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務諸表に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務諸表または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務に関して、当報告書に関して、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2018年6月27日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the “ Company ”) which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2018 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if,

individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

June 27, 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。